

締約国に関する情報  
S A

サウジアラビア

附属書 B 1  
S A

一般情報

国内官庁の名称	Saudi Authority for Intellectual Property (SAIP) (サウジ知的財産機関 (S A I P))
所在地	As Sahafah, Olaya St. 6531, 3059, Riyadh 13321, Saudi Arabia
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(966-11) 280 59 76, 280 59 84, 280 63 22
電子メール	pct@saip.gov.sa
インターネット	http://www.saip.gov.sa
ファクシミリ装置	なし
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求された日から14日以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Aramex, DHL, Federal Express, TNT, UPS又はその他の登録配達サービスを条件とする
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし
サウジアラビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局又はサウジ知的財産機関 (S A I P)
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
サウジアラビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	サウジ知的財産機関 (S A I P)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

S A	サウジアラビア (続き)	S A
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料の支払はサウジ・リヤル建で行う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。 支払は次の銀行宛に銀行送金によって行う： ALINMA BANK Riyadh, Saudi Arabia IBAN : SA8105000068224248888000	
国際型調査に関するサウジアラビアの規定（PCT第15条）	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
サウジアラビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
サウジアラビアが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知の日から90日以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な し	